

愛荘町住民投票条例（骨子）基本的な考え方（案）のパブリックコメント結果について

条例制定に向けての中間まとめに対し、町民の皆様の貴重なご意見、ご提案をいただき、誠にありがとうございました。お寄せいただきましたご意見の概要とそれに対する自治基本条例推進委員会および町の考え方を取りまとめましたのでお知らせします。

1. 意見募集期間 平成28年10月1日（土）から平成28年10月31日（月）まで
2. 意見件数 4件
3. 意見内訳

該当項目	意見・提案	回答
投票資格者	<p>この住民投票条例は「常設型」として整備されたものですが、これが実施された場合「個別設置型」に基づく住民投票は排除されることになるのかお尋ねします。</p> <p>例えば、（投票資格者）第3条第2項に定められている者が、（請求又は発議）第4条第1項「ただし書き」および（投票の方法）第16条6項では対象外とされており、この住民投票条例に参加できないことになります。</p> <p>これらの者が、請求代表者或いは投票資格者になるには、今回の条例案では参加できないことになり、「個別設置型」によらざるを得ないことになるのではないのでしょうか。</p> <p>仮に「常設型」を設置するため「個別設置型」を認めないとすれば、愛荘町自治基本条例（定義）第2条（1）に規定されている「町内で働く者および学ぶ者」は権利行使ができないことになるのではないかと思います。</p> <p>従って、この取扱い①「常設型」「個別設置型」の関係、②愛荘町自治基本条例（定義）第2条（1）に規定されている「町内で働く者および学ぶ者」をどうするのか明確にしておく必要があると思います。</p>	<p>本条例骨子案では特に排除はしていません。本条例が施行された後で、年齢要件など特別な形式の住民投票が必要になった場合は、議会の同意があれば通常の条例制定請求を踏まえて制定することは可能と考えています。</p> <p>委員会では「町内で働く者および学ぶ者」の請求・発議についてももちろん議論となりましたが、個人を特定することが難しいことや、個人情報の収集方法等について議論がまとまらなかったため、見直し規定を設けて見直しすることとしています。</p>

<p>規則について</p>	<p>この規則が一般選挙と同様なのか否かについて問う。</p> <p>「自分の住んでいるところの一番身近な重要な問題に対して」と考えると、住民投票は一般選挙とは違い気軽に多くの人が参加できることが大切である。第 21 条で投票運動についての記載があるが、これと同様に余り規制しないことを求める。</p>	<p>住民投票を実施するために必要な規則についてのご質問ですが、通勤者・通学者については、投票日当日は日曜日となりますので、基本的には愛荘町に不在と考えます。よって、投票が困難な場合が想定されますので、当日愛荘町まで来なくても投票できる環境が必要と考えており、詳細は規則へ記載します。その他の部分は一般的な選挙とほぼ同様もしくは緩和する予定です。(例えば公職選挙法で禁止されている個別訪問も議論の場となることから禁止しない予定です。)</p>
<p>第 23 条関係</p>	<p>「住民投票の結果が議会や町長を拘束するものではない。投票率の高低についても一つの町民の意思の現れ。」とされ、第 23 条で「投票結果の尊重」が謳われているが、これでは議会や町長の裁量範囲が余りにも大き過ぎる。</p> <p>少なくとも有権者数の過半数の意思表示がなければ町民の総意が表れたものとして結果を図ることが出来ないのではないか。一般的には「投票率が 50% を切る場合は開票しない」とか、投票の成立要件を設けない場合は「賛否の票数の多いほうが、有権者総数の 3 分の 1 以上あること」などの規定が必要と考える。</p> <p>仮に、投票率や賛成投票数が 30%～40% 台の場合どのように判断するのか。納得できる判断力を示すことができるのか疑問である。出来る限り明確な判断基準を設けておくべきである。</p>	<p>投票結果の取扱いの部分については委員会において非常に大きな議論の争点となり、協議に時間を要しました。</p> <p>愛荘町の住民投票は諮問型であり、首長や議会を拘束するものではありません。多額の予算をかけた住民投票の結果については、住民の知る権利を優先させるべきであると考え、また、2 分の 1 要件や成立要件を付すことでボイコット運動が起き住民投票が無効となる事態を招かないようにすることも含めて委員会で判断されました。住民投票の請求要件を有資格者の 6 分の 1 としたことで住民が安易に請求することができない重要な案件であることは担保されていると考えます。</p> <p>住民投票は住民の意思を明確にするものである以上、選挙と同様に、住民の意思のありようを総体として受け止める必要があると考えております。</p>

<p>第 20 条（情報の提供）について</p>	<p>この規定は、投票日が決定してから投票日までの取組みについて述べているのか、それともそれ以前の取組みも含めていっているのか分からない。町長の判断次第で左右される規定である。</p> <p>住民投票は、町政に関する重要な事項について住民の意思を問うものであり、住民にしっかりとした理解を得ることが前提条件である。今までの町広報で云ってきたとか、防災放送で周知してきたとかでは不十分である。住民は余程の関心事で無い限り平素から情報収集をしているものではない。</p> <p>従って、提供時期・提供量について具体的に記述すべきである。</p>	<p>現在想定している情報伝達手段は、町ホームページはもちろんのこと、町広報の全戸配付チラシ等を考えておりますが、それ以外の情報伝達手段も積極的に取り入れ改善していく予定です。</p> <p>情報が必要な方に必要な情報を、また、求められる情報を適切かつ正確にお伝えできるよう取り組みます。</p> <p>有効と思われる情報伝達手段がありましたら、ぜひともご教示いただきたいと思います。</p>
--------------------------	--	--